個人売買で、名義変更に必要な書類とは？

車を個人売買する場合、名義変更手続きを売る側・買う側のどちらかがするわけですが、通常は売る側が必要書類を揃えて必要事項を記入し、その書類を持って買う側が名義変更を行うのが、手続きがスムーズにいくかと思われます

※買う側が名義変更の手続きを行うことを前提に、一般的に必要となる書類等

現在の車検証上の所有権が留保(デイラー・信販会社)されている場合は、支払いが終了してからでなければ販売できません。

支払いが終了している場合は、デイラー・信販会社等から必要な書類をもらうことになります。

車を売る側が用意する書類	車を買う側が用意する書類
1 印鑑証明書　(市町村役場にて取得)	1 印鑑証明書　(市町村役場にて取得)
2 譲渡証明書　(用紙はダウンロードできる実印で押印)	2 自動車保管場所証明書　(車庫証明用紙警察署にて取得)
3 委任状　(用紙はダウンロードできる実印で押印)	3 申請書 OCR 用紙等　**(陸運支局登録印紙販売所等にて有料で買う)**
4 車検証(自動車検査証)	4 手数料納付書　**(用紙は陸運支局登録印紙販売所等にて無料で貰える)**
5 自動車税納税証明書	5 自動車税・取得税申告書　**(用紙は陸運支局登録印紙販売所等にて無料で貰える)**
6 自賠責保険証明書	6 印鑑　(印鑑証明書の印)
7 自動車リサイクル券	

※その他必要な書類が必要となるケースがあります。

KEN TSURUMA